

令和3年度川崎市市民葬儀取扱指定店の募集について（新たな市民葬儀規格）

【Q & A】

No.	質問日	区分	質問内容	意見に対する市の考え方
1	2021/10/17	メール	<p>「市民葬取扱業者指定申請書（様式1-1）」</p> <p>「法令遵守（コンプライアンス）に関する誓約書（様式3）」</p> <p>の氏名欄は、会社名だけで代表者名の記入は不要なのでしょうか。</p> <p>また、捺印も必要ないのでしょうか。</p>	<p>申請書および誓約書の申請者欄につきましては、住所（法人等の場合は所在地）、氏名（法人等の場合は名称及び代表者の職・氏名）の記載となります。</p> <p>また、捺印につきましては、「川崎市申請等の押印見直しに関する方針」の策定により、令和3年4月1日より、国の法令等の定めによるもの等を除き、原則として申請書等への押印を廃止しております。</p>
2	2021/10/17	メール	<p>「営業の概要（様式2）」</p> <p>の従業者の状況は、葬儀に携わっている人数で良いのでしょうか。</p> <p>また、前年度中における葬祭取扱件数は、市民葬の件数なのか、葬儀事業者としての全件数なのか、どちらでしょうか。</p>	<p>従業者の状況につきましては、各担当業務名および人数をお示しください。</p> <p>また、取扱件数につきましては、令和2年度に貴店舗でお取り扱いされたご葬儀の総数をご記入ください。市民葬儀取扱件数ではありません。</p>
3	2021/10/19	メール	<p>「営業の概要（様式2）」</p> <p>の店舗の名称及び店舗の所在地の記載方法について。</p>	<p>あくまでも、各店舗の名称及び所在地をそれぞれ記載してください。法人の名称及び所在地ではありません。</p>
4	2021/10/23	メール	<p>別紙1「川崎市市民葬儀規格に対する価格内訳表」について</p> <p>料金を指定の金額に合わせるため値引き価格と消費税の行を追加することは可能でしょうか。</p>	<p>価格内訳表（別紙1）の記載方法につきましては、割引後の税込単価を「税込内訳（円）」にご記載ください。ただし、消費税額につきましては、各項目に上乘せが難しいようでしたら、消費税額の行を追加記載していただいて構いません。その際は、「税込内訳（円）」について「外税内訳（円）」と読みかえさせていただきます。なお、葬儀事業者様から御利用者様へ料金の内訳を御説明頂く際には、割引価格等御説明いただくことは、やぶさかではございません。</p>
5	2021/11/1	メール	<p>別紙1「川崎市市民葬儀規格に対する価格内訳表」について</p> <p>棺の価格は弊社の場合サイズにより変動します。（6尺・6.25尺・6.5尺）内訳表への記載は最も大きいサイズ（6.5尺）での記載になりますか。</p> <p>また、依頼主の希望により棺、骨壺等のグレードを高いものに変更した場合、差額の請求は可能なのでしょうか。それとも市民葬をご利用いただけなくなるのでしょうか。</p>	<p>棺の価格はサイズにより異なるかと存じますが、身体の大きさにより市民葬儀制度を御利用いただけない方が発生しないよう、ご準備いただきたいと考えております。</p> <p>また、市民葬儀制度は、あくまでも最小限のセット料金を川崎市にて規格しております。ご利用者様に市民葬儀の規格内容をご説明いただいた上で、それ以上のオプションをご希望され費用が発生することを納得されるのであれば、市民葬儀制度をベースとしてご利用いただいても構いません。なお、貴社の規格内容が、市民葬儀規格より安価となる場合は、そちらをご案内いただいても構いません。</p>